

議案第37号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年2月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号細目を除く。）に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>財団法人とっとり地域連携・総合研究センター</u>（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>シ～セ 略</p> <p>ソ <u>財団法人鳥取県体育協会</u>（昭和48年12月22日に財団法人鳥取県体育協会という名称で設立された法人をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めにに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア～コ 略</p> <p>サ <u>財団法人とっとり政策総合研究センター</u>（平成7年6月19日に財団法人とっとり政策総合研究センターという名称で設立された法人をいう。）</p> <p>シ～セ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p> |

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号サの改正規定は、公布の日から施行する。